

平成20年3月13日（木）

（午前9時31分 開議）

○議長（中上良隆君）ただ今の出席議員数は22人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり1件であります。これを会議規則第134条の規定により、請願第6号 幼保一元化5カ年計画の凍結・白紙撤回を求めらるについて は文教厚生委員会に付託いたします。

次に、平成20年3月4日付、瀧君ほか1人から提出されました議員提出議案第1号につきましては、3月12日、提出者より議案の撤回請求があり、議長において、同日これを承認しておりますので報告いたします。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において1番 岡君、14番 土井君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について）

○議長（中上良隆君）日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する

条例について）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について）を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

#### 日程第3 議案第31号 橋本市後期高齢者医療に関する条例の制定について

○議長（中上良隆君）日程第3 議案第31号 橋本市後期高齢者医療に関する条例の制定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）お尋ねをいたします。

私はこの後期高齢者医療制度の導入については、大変な問題があるというふうに認識をしております。

1つは、後期高齢者の皆さんへの負担の問題、もう一つ大きいのは、いわゆる差別医療を持ち込むという点です。74歳までの方と75歳以上の後期高齢者医療の対象となる方の医療制度に、いわゆる格差といいますか、差別を持ち込むということは、大変大きな問題だというふうに認識をいたしております。政党のテレビ討論会等でも、この制度はうば捨て山よりひどいんじゃないかといった、国会の議員さんたちの中でもいろんな議論が行われております。

そこで、質問としては、この医療制度の最大の目的が医療費の抑制というところにあるわけで、その点で、私どもは差別と思っているんですが、75歳以上の方の医療に関して、4月から実施なので今の段階で既に具体的な点が議論もされ、決定されてきていると思うんです。私どもでいう差別の、実際74歳までとの方との違い、この点、できるだけ具体的にお示しいただけますか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）後期高齢者医療制度の全般的なご質問をいただきましたけれども、確かにおっしゃるとおり、75歳、非常に後期高齢者、名前についても後期、前期と使うのはどうかというような議論もされているところでありますけれども、高齢化の進展に伴いまして、ますます医療費が増大することが見込まれています。この医療費を安定的に確保するには、やっぱり医療の負担について抜本的に見直すということで医療制度改

革が実施されたわけでございますけれども、これまで老人医療制度ということで高齢者の医療につきましては、現役世代と高齢者の負担が不明確でございました。公費の支出につきましても、それぞれ社会保険、企業からの拠出金にしましても、負担割合が非常にわかりにくくなってございました。これらの整理もあわせてやられたわけですが、一番大きな改正点といたしましたら、75歳、これまで社会保険等の扶養家族に入っておられた方につきましても、社会保険から一旦抜いていただきまして、一人ひとり、世帯単位じゃなくて一人ひとりがそれぞれの保険者として保険料を支払っていただく、これが非常に高齢者負担になるんじゃないかということで、問題提起されているわけでございます。確かに、ここ数年来、税制改正等によりまして、扶養控除等の見直しですとか、それと介護保険料、国民健康保険料につきましても、保険料が上がっているというような状況がございまして、高齢者の費用負担がさらに増大していく、これが一番問題になっておるわけですが、ただ、このまま医療制度、これまでの制度で続けていきますと、医療費の増大に到底対処できないということから、高齢者に対しても応分の負担をしていただく。痛みを伴う制度では確かにありますけれども、やらざるを得ない、そういうことで、いよいよこの4月から導入させていただくこととなります。

富岡議員がおっしゃるような高齢者の負担のことにつきましても、国民議論ということで国会等でも今盛んに議論されているところでございますけれども、1つの見直しというか、激変緩和措置が講じられております。先ほど言いました新たに費用負担が伴う社会保険等の被扶養者の方につきましても、6カ月間、徴収を猶予すると。その後の6カ月間についても9割減免すると、そういうような形

で若干の手直しがされているようでございます。4月から実施されますと、さまざまな問題提起がされると思いますけれども、とりあえず国を上げての制度改革ですから、スタートを切らせていただき、是正できる部分についてはまた国民議論としていろんな問題提起がされると思いますので、その推移を見守っていきたくて思っております。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私の質問の仕方が悪かったかなとも思うんですが、私、最大のポイントとしては高齢者への負担増についてはなしに、差別医療、75歳以上の方について74歳までの方と違ったルールといいますか、制度のもとに対応しようとしているんです。そちらのほうの具体的に、例えば包括医療制度であるとか、幾つかいろんな案が出ていたんですが、いよいよ実施に当たるわけですから、その点でどういうふうに決まりましたかと、差別される中身について尋ねているわけです。基本的には病院に行きにくくする、高齢者、75歳以上の高齢者ですからいろんな病気にかかりますよね。その人たちを病院に行きにくくする、いろいろ知恵を出しているんですよ。その具体的な内容を聞いているわけです。

よろしく答弁願います。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）行きにくくするということは、窓口負担が上がることではないのではないかと思いますけれども、基本的に75歳以上に限らず70歳以上の方につきましても現役並所得の人は2割から3割、基本的に。失礼しました。70歳から74歳の方についてはこれまで1割だったんですけど2割になると。そういうような引き上げもございませし、75歳以上の方については1割負担をいただく。どうしても費用負担が発生してくる。そういうことで病院へ行きにくくなると

いうことでしょうか。

保険料の負担が増大するということで行きにくくなると。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君、もう一度。

○3番（富岡清彦君）具体的な医療の中身についてお尋ねしているんです。74歳までの患者さんと75歳以上の患者さんとの扱い、医療の扱いを明らかに私どもに言わせれば差別をするんですよ。その具体的な内容を聞いているわけです。保険料、全然関係ありません。

○議長（中上良隆君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）医療のほうのお話ということで、私のほうから少しお答えさせていただきたいと思っております。

75歳以上の後期高齢者医療につきましては、富岡議員もご存じのとおり、包括医療ということになる予定でございます。それで、健康福祉部長のほうからも話がございましたように、もともと厚生労働省の考え方といいますのが、全般的にも医療費がこれ以上伸びると財政破綻に陥るということの中で、後期高齢者医療を出してきたという意味合いがござい

ます。その中で、特に、今までの老人保健法が改正されて廃止されまして、後期高齢者医療に変わるわけなんですけれども、今のところ全般的によく言われる生活入院者という方々が、特に後期高齢者医療の中では多いと。特に療養型等についても多く入院されているという実態がござい

ます。それを厚生労働省のほうは在宅のほうへシフトしようということございまして、その中で入院においても包括診療とし、外来についても同じようなことにしようということで、議員ご指摘の全般的な医療費の抑制ということには間違いな

いことではございません。このま

の保険制度が崩壊するというような意味合いもございまして、国のほうが打ち出してきている案と、私どもも勉強した中では聞いております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第31号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第4 議案第32号 橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第4 議案第32号 橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第32号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第32号 橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第33号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第5 議案第33号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第33号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を

改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第34号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について**

○議長(中上良隆君) 日程第6 議案第34号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君) 先ほども部長が今度の新しい制度改正で、70歳から74歳の方の医療費が窓口で1割から2割になるというふうにおっしゃったんですけれども、昨年の夏の参議院選挙の結果を受けて一部見直しが行われ、70歳から74歳の方の窓口負担については1年間1割に据え置きされるというふうにしたか決まったはずなんです。それが橋本市の国民健康保険については2割になるということは、国以上に負担を求めるといことなんですか。

○健康福祉部長(上田敬二君) 本条例の改正内容に確かに70歳から74歳、現役並の所得者の方は除きますけれども、一部負担金を1割から2割に実施するとなっておりますけれども、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、平成20年4月から21年3月までの間、1年間凍結、それにつきましては本市も同様でございます。

○議長(中上良隆君) 2番 阪本君。

○2番(阪本久代君) 附則のところには20年4月1日から施行するとあるんですけど、ど

こにそれが書いてあるんでしょうか。

○議長(中上良隆君) 暫時休憩いたします。

(午前9時52分 休憩)

---

(午前10時14分 再開)

○議長(中上良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に対する答弁を願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君) 70歳から74歳までの方々の窓口負担の問題でございますけれども、1年間凍結する、2割を1割に減額するというのはどこに明記してあるのかということなんですけれども、これについては、平成19年10月末の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームで1年間凍結することが決定されたわけでございますけれども、これは条例改正をせずに、附則にも明記せずに、臨時的な措置として、医療機関の窓口で対応するというので、一応原則は被保険者については8割負担ということで、原則はそういうことで運用、条例改正せずにすると。それで、一応8割負担ということで医療機関で受診されるわけなんですけれども、本人については1割を負担して、あと残りの1割については国から直接医療機関へ支払いのやりとりをします。そういうあくまでも臨時的な対応で行っていくということで、ただ、市から発行します保険証につきましては、本人8割負担ということが明記されておりますけれども、括弧書きで9割負担と、そういうことを括弧書きで明記して期間中運用していく、そういうことになっているようでございます。

以上です。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) 一口で言えば、本人負担は1割でいいと。だから、このままの条例

で審議してくださいと、こういう一口で言えばそうなるんですけれども、法を厳守すべき自治体で、70歳から74歳の方の医療費の負担を10分の1から10分の2と、いわゆる2割負担にするんだとうたって、附則で実施時期を20年4月1日から施行すると、こういう議案になっていますよね。僕はおかしいというふうに思うんです。例えば、この附則に、今1割負担を2割負担に上げることについては、平成21年4月1日から施行すると。附則にただし書き等を加えれば、非常に正確な条例になると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）附則に明記せいということなんですけれども、一応、県等に確認しましたら、法改正という形はとらずに、あくまでも臨時的な措置ということで、準則が出されているようで、準則に従って条例改正を挙げさせていただきます。

それと、私、さっき8割負担と言いましたけど、2割から1割の間違いでございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）部長の答弁を簡単に聞いたら、県にこの件で相談かけたらこのままでいいんだと言うたと、こういうことやろう、一口で言うたら。だからそうさせてって。違うがな。橋本市としてもっと独自性を出してくださいよ。一旦この条例を取り下げて、附則に、何回も言いますけれども、その旨を書き加えれば、正確な条例になるんじゃないんですかと、そのことができませんのかということです。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）本市の条例も全国の自治体同様、一応基本は準則に従って条例を制定しております。ただ、現在の準則でいいましたら、準則を改めることになりましたら、保険者が9割を負担しなければなら

ないということに改正しなければならぬようになるようで、あくまでもこの臨時的な凍結の措置については窓口対応で運用していくと、そういうことで決定されているようでございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今の問題ですけれども、これ条例でこう書いてあったとして、じゃ、国がこう言っているんだと言いますけども、現に今の政府、与党PTですか、見ていたらころころ変わっておるんですよ。参議院選挙の結果を受けて、一旦凍結すると言っていたものがまた変わったり。そしたら、これ条例ではっきりしておかなければ、政府の対応が、これまたいつ総選挙あるかもわかりませんし、総辞職あるかもしれません。これはわかりませんよ。もしあったとして、ぼっと変わったら、対応どうなるんですか。条例はそのまま残っていますよ。いきなり、はい、とります、1年の猶予が3カ月で終わるかもしれないですよ。窓口対応であれば、窓口で市民の方々のそれがきっちり担保できるんですか。そういったいろんなことを想定してやっていかないといけないと思うんですよ。だから、これこのままで条例通すというのは問題があると思うんですが、ご見解をお聞かせください。

○議長（中上良隆君）暫時休憩します。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時47分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 瀧君の質疑に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）平成20年4月1日以降、1割から2割に見直すことについてですけれども、これにつきましては、国のほうから70歳代前半の被保険者等に係る一部

負担金等の軽減特例措置実施要綱が出ておりまして、要綱の中身ですけれども、対象者は平成20年4月から21年3月31日までの間に保険医療機関等から診療を受けた者を対象とすることになっております。

この診療を受けた場合ですけれども、先ほどから附則に明記できないかという話なんですけれども、お答えになるかどうかわかりませんが、医療機関で受診を受けた場合、自らが受けた療養に係る一部負担金等の一部を自ら支払う旨の特段の申し出をしない限り、先ほどから条例は改正しないと、窓口対応で2割から1割負担に対応すると申し上げさせていただきましたが、基本的には変わっておりませんので、私が、多分あり得ないと思うんですけど、2割負担するという申し出があった場合については2割を医療機関が受け取ると。本人からそういうあえて申し出がない限りについては、1割をいただくと。そういうような運用が要綱の中に残っておりまして、そういう状況の中で、条例にあえて橋本市だけが窓口について1割という明記すると整合性を欠くということに多分なると、そういうことで全国一律の運用ということで国の通達に基づいて今回の条例、対応させていただいております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第34号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

**日程第7 議案第35号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（中上良隆君）日程第7 議案第35号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部

を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第8 議案第36号 橋本市公告式条例の一部を改正する条例について**

○議長（中上良隆君）日程第8 議案第36号 橋本市公告式条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、

で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第36号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号 橋本市公告式条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第37号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

○議長(中上良隆君)日程第9 議案第37号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 岩田君。

○11番(岩田弘彦君) この議案は、広域ごみ対策室を廃止して、企画部の中にあるということなのですが、一応、組織のスリム化ということやと思うんです。今後、やっぱり組織のスリム化というのは非常に大切なので、12月の一般質問でもやらせていただきましたが、今

後、スリム化についてどのように考えていく計画、お考えがあるのかちょっとお教えいただけたら。

○議長(中上良隆君)企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 20年度の分につきましては、これと条例に載っていない部分では選挙管理委員会等、総務の統合もごさいます。そういうことで、あと下水道関係で係の統合もごさいます。

今年度は高野口の出張所が廃止されるということで、それも含めて組織の統合があったわけでごさいますけども、来年、再来年に向けて職員の数を削減していく中で、来年度につきましても機構改革、統合を予定してごさいます。ということで、具体的なことは今の状態では言えませんが、来年度も組織の統合を計画しているところでごさいます。

○議長(中上良隆君)13番 瀧君。

○13番(瀧 洋一君) 少しお尋ねしたいと思います。

今のご質問ありました。スリム化という点では非常に評価したいと思うんですけども、この一般質問でも広域ごみ、何名かの議員が取り上げておられました。あと1年余りで仕上げていかないといけない時期に縮小していくという背景、趣旨といいますか、要するに広域ごみ対策室として機能がほぼなくなってきたから縮小していくんだというふうにとらえられると思うんですけども、そもそも対策室としてどういうふうに進んできたのか、そういった経緯とか、今回スリム化していく対象となった件について教えてください。

○議長(中上良隆君)広域ごみ対策室長。

○広域ごみ対策室長(山本重男君) この条例改正につきましては、経緯を話さなくてはならないと思います。旧高野口町当時ですけども、広域ごみ処理場の建設地の高野口町の



野地区が平成15年10月に白紙撤回となりました。その後、平成16年8月に建設地として再度可決された経緯がございます。

そういった中で、処理場の本体の用地取得、それから進入路の用地取得、建設、それから地元対策等の課題が山積しておりました。これらの課題を円滑に処理するために広域ごみ対策室が設置されたわけですが、平成18年の合併後も部として橋本市に引き継がれまして、合併後、処理施設、本体の用地取得が完了いたしました。

現在、ごみ処理場の本体の建設が進められております。ごみ処理場への進入路であります田原下中線につきましても、工事に着手しまして、平成21年3月完成に向けまして取り組んでおります。

また、周辺整備事業につきましても、昨年の9月議会の全員協議会でご説明をさせていただきまして、現在、地元との間で調整を進めております。

こういった中で、一定の成果が得られたということで考えております。そういうことで、部を縮小して課ということで運営をしていく、これから対処していくということになっておると思います。

以上です。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ありがとうございます。

だいたい経過はわかりました。そしたら、確認なんですけど、ほぼこれで対策室としての役割は果たせたと、そういうことですか。これからまだまだ地元対策とかいろんな問題があるのかと思うんですけども、課で対応できる事務量になったということかどうか、確認だけお願いします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）広域ごみ対策室、今の室でこれからはなければいけない課題と

いうのがまだございます。ということで、田原下中線の進入路でございますけども、まだ工事中ということもございまして、大野の児童館についてもまだ協議が必要です。

それと、地域活性化事業につきましては、一定の方向性は出たわけでございますけど、これから事業実施に向けての協議がござい

ます。ということで、主にその3点がございまして、窓口は必要ということで、部ではないですけども、課としてその対応をしていく予定でございます。

ということで、一定の方向性は出たわけでございますけども、これから事業実施していかなければいけないという問題もございまして、事業実施を各担当課に振り分けていかなければいけないという課題もございまして、これはまだ消滅さすわけにはいきません。ということで、課で存続さすという考え方でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

16番 中谷君。

○16番（中谷 晋君）1点だけお聞きします。

地元対策の大きな眼目である地域整備の問題で、若干というよりもほとんど手つかずのまま残ってあると思うんです。そういうものを企画部の中で十分人員を配置して対応できるという確たる確信が持てる返答ができるかどうか、その点だけお聞きしておきたいと思

います。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）今言いましたように、地域整備の問題につきましては、まだこれからしていかなければいけない課題がございまして、これは対応していかなければいけないということで、そういう対応をでき得る体制で行っていきたいというふうに考えてござい

ということで、いろんな過去からの経過もございますので、職員配置等については、それを万全を期してやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっておりまして議案第37号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第37号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第38号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第10 議案第38号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今回の条例改正は、65歳から74歳の方の国民健康保険税を年金から特別徴収するというか天引きするのにかかわっての条例改正だと思うんです。ただ、それだけではなくて、今度の提案されている20年度の国民健康保険の特別会計を見ましたら、今度から医療給付分、後期高齢者支援分、国民健康保険税で、介護保険給付に加えて、後期高齢者支援金分というのが特別会計には既に出てきているんです。けども、今回の一部改正では、税率とかいうことが一切今度の条例改正案には出ていない。条例に基づいて特別会計の予算も組まれると思うんですけれども、それを抜きにしてというか、今回提案されていないというのは、すごく不十分であると思うんです。この辺の整合性についてお尋ねします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）国民健康保険条例につきましても、新たに支援金が加わりまして、当然、条例改正が必要となります。これにつきましては、国保運営審議会等で保険料につきましても諮問しているところでございますけれども、今回の改正も含めて、あわせて改正というよりも、支援金分の条例改正が必要になるわけですけれども、保険料の負担上限額も含めて本来は年度末に提案できればいいんですけども、地方税法そのものの法律がまだ通っておりませんので、例年、この時期になりますと地方税法の改正、毎年のようにあるわけですけれども、それにつきましては、そういう法律が通っていないという日程的な都合上、今議会には提案できません。

したがって、毎年専決処分させていただきまして、6月議会、それまでに臨時議会があればそのときに専決処分の報告をさせていただいておるところでございます。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）限度額は決まっていなくても、医療給付分、後期高齢者支援分がどういうふうな税割合になるかということは、既に国保の審議会の中でも決定されていると思うんです。それも含めていえば専決処分で、6月議会ですということになれば、議会軽視としか言いようがないのではないのでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）決して議会軽視をするつもりはございません。今議会に提案できればいいんですけども、そういう日程的な都合上、提案できません。ただ、そういう議会軽視ということではないんですけども、できる範囲というか、委員会等で一応は報告させていただきたいとは思って、今議会の委員会等では一応報告させていただく予定ではおります。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第38号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

#### 日程第11 議案第39号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第11 議案第39号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）本条例は、住民票手数料をはじめ、11種類の手数料の引き上げ議案であります。

開会日の市長の議案説明の中で、住民票の

手数料の4人まで200円、5人以上400円という人数割の規定について、市民より意見をいただいているところでございますと説明された。

これ、実は私、ちょうど1年前の3月議会でこの問題を取り上げさせていただきました。私は値上げを求めたのではありません。橋本市の行政の遅れの1つ、それを早急に改善することを求めました。それは先ほど申し上げたように、4人家族までの住民票手数料は200円、5人家族以上になりますと倍の400円が必要だと。和歌山県下を調査したところ、九度山町と橋本市だけがこんな行政遅れたことをやっておった。これを早く改善してください、これが質問の趣旨だったんですよ。そうしたら、1年たってどーんと手数料を引き上げたいという議案が出てきていますわな。

この新旧対照表を見ていてびっくりしたんですが、1つは住民票または除かれる住民票の写しの交付、25ページなんですけど、1件につき200円であったのを300円にする。住民票に記載された事項の証明、1件につき200円を300円に引き上げる。住民票の閲覧、1件につき200円を300円に引き上げる。住民票の変更に関する証明1件につき200円を300円引き上げる。5番目は、不在住、不在籍に関する証明、1件につき200円を300円引き上げる。6つは、戸籍の附票または除かれた戸籍の附票の写しの交付、1件につき200円を300円引き上げる。それから、印鑑に関する証明、1件につき200円を300円引き上げる。まだあります。住民カードの再交付について1件につき200円を300円引き上げる。それから、埋葬に関する証明、これを200円を300円に引き上げる。さらに、身分に関する証明、1件につき200円を300円に引き上げる。外国人登録票に記載した事項に関する証明、1件200円を300円に引き上げる。これだけありますね。

この件で市の幹部とも話をしたときに、私ぞっとしましたよ。ぞっとしたというのは、5人家族以上の方が年間、証明書をとる、十数万円ですわ。約700件ほどありまして、この十数万円の収入、これは絶対に減らせないといいわけですよ。今、財政健全化の時期なので、これは何があっても減らせませんと。400円徴収しているのを200円にできない。こういうことですね。今、財政健全化計画で、各種手数料を引き上げる計画を持っておるんだと。行政サービスの指摘をされて、この時期だと、このタイミングだと、一斉に値上げをやるところが僕は非常に恐ろしいなというふうに感じているんです。正直なところですよ。

実は、確かに市民の中に職員が多いとか仕事やっているのかとか、給料高いとか、議員も言われるんです。ただ、その件でいえば、先月のはじめごろ、実は糖尿病になられて、非常に収入がないと。昨年11月、右目を失明したと。さらに、今年1月に左目を失明して仕事が全くできない。手持ちはもう5,000円しかない。医療機関の方から僕のところに電話あって、なんとかなりませんか。早速、担当課のほうに行って対応していただいたんです。非常にてきぱきやっていただきました。すぐに、いわゆる生活保護を受けれるようになったんですわ。これはやっぱり役所というのは市民のために仕事やっているなと僕は感動しましたし、市民の方には多くのことをね。もちろん担当課はそういう課ですから、本当に市民の命にかかわることで機敏な対応をして、大げさに言えば一人の市民を救ってくれたんですよ。役所というところは本当に大事なところとか、本当にすばらしい仕事をしているんだなという、そういう思い。

昨年もありましたけど。国民健康保険証を取り上げられてしまって、病院に行けないと。これも何とかありませんかというような、

この件の対応も本当に職員、親身にやっていただきました。そういう市民の福祉の向上という地方自治法でいう仕事を一生懸命にやられている一方で、今回のような、この際どーんと引き上げれと。僕、どう考えても、机の上だけでいいのかな、本当に市民の皆さんの暮らしを、僕、議員生活長い、途中落選したりしたけども、何か最近、先ほどの条例もそうですけど、何か本当に市民の立場でやってくれているのかなという気がしてきているんですわ。

そんなに職員の皆さんを批判したりするつもりはないんですけど、この話をしたときにある市民は、そんなことをするんやったら我がの給料下げれと言いましたよ、市民の方は。いやいや、先ほど紹介したような、皆さんのために役所の職員は頑張ってくれているんですよと僕は言います。言うんですけども、こんな扱いをされたら、いや、ほいでその自動交付機使ってください、今までの料金ですと。

本当に恐ろしい、今の橋本市のやることは恐ろしい。財政は豊かなんていう気はありませんよ。ありませんけれども、こういうところに行政の遅れを指摘をすることによって、何倍も返してくるといふのかな。こういうのをやぶへびというんですけどね。おまえやばいところをつついたと。そんなことでは納得できません。

演説ばかりしていても仕方ないので、議案審議なのでね。担当課では何をやっているかと言えば、300円の手数料のところを一生懸命探しているんやな。そんなことに電話も使い、いろんなものを使って、時間割いてやっているわけや、担当。見せてくれましたわな。一生懸命に300円のところを探すわけですよ。はっきり言って、和歌山県下では少ないですよ。そしたら、大阪から今度、五條も、今度五條

も上げるんですよと、こう。最後にはどう言うかというたら、いやいや、こんな市民の生活にはあまり影響しませんよと。住民票なんて1回か2回でしょうと。だから大丈夫なんですと。これが本当にそう思われているとすれば、僕は大変なこれは問題ですよと指摘したいんですわ。

本当に今の市民の皆さんの暮らしがどうなっているのか。僕はこれ甘過ぎると言いたい、判断が。過日の質問でもあったけども、非常に官僚的なんよ。どなたか前に座っている女性の方とかおっしゃっていたけども。

いくらでも言いたいことはあるんですが、それで、300円という根拠、1.5倍に上げ300円にした根拠、これ伺います。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）まず、今回の改正理由からご説明をさせていただきます。

3点ございまして、まず1点目は、議員もおっしゃっていました集中改革プランに基づく手数料の適正化というのが1点でございます。

それから、これも議員がおっしゃっていただきました4人までが200円、5人以上が400円と、現行の手数料の是正、これが2点目でございます。それから3点目としまして、自動交付機の利用促進と、それから現行の市民課の窓口の業務の効率化を図ると、こういう観点から今回の住民票等の手数料の改正を行いました。

それから、300円の根拠ですけれども、地方自治法第227条にございます「地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」ということで、一個人の要求に基づき主としてそのものの利益のためになる事務、印鑑証明等でございますが、そういうものについてはそういった必要な手数料を徴収

しなさいと。このもとに300円ということで、金額については設定はございませんが、これをもとに300円という設定をさせていただきます。

つけ加えまして、近隣の自治体の状況も議員のほうからも説明があったわけですが、県下におきましては3市3町、それから、大阪府32市のうち22市が300円という状況になってございまして、橋本市が突出したという状況ではございませんので、それだけのご了解をお願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）九度山町と橋本市が非常に行政サービスの遅れがあったと思ったら、まだ30自治体あるんでしょう。のうちの6自治体ですか、300円は。そこに合わすと。全然説得力がありませんな。

それから、交付税の推進を図っていくんだと、こう言うてるわな。今、市民カードの発行枚数、これ全市民の37%なのと違いますか。そんなええこと言うて、自動交付機使えば今までどおり出せますよと。市民カードの普及がされてなかったら使えませんわな。そういう点をどうしていくのか。こんな負担ばかり市民に求めて、理屈の世界なので、理屈通らない、やっていることが。多くの自治体が300円だという、300円というか、この料金になっているって。大阪では20、和歌山県下では6つの自治体ですって。これも通らんわな。しっかり説明してください。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）市民カードの発行率ですが、一昨日の22番議員の一般質問の中で私30%弱というお答えをさせていただいたかと思いますが、議員おっしゃるとおり、37.69%が現状でございますので、訂正をさせていただきます。

今後、発行率をどうするのかということにつきましては、この条例の改正を認めていた

できれば施行が7月ということになっておりますので、その間、広報等で啓発をしまして、カードの普及を図っていくと。

それから、今後、一応目標ですが、今37.69%を全人口の50%ぐらいまで引き上げていきたいと。今現在発行しておるのが、2万6,040件ですか。これは人口の半分ということで、最終的には3万4,479人、現状ですとそれぐらいの率までには引き上げていきたいというふうには考えてございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）ちょっとお尋ねしたいんですけども、市民カードとか住基カードの普及を促進していくということなんですが、単純に教えてほしいんですけども、市民カードの発行の手続き費用、それから住基カードの発行の手続き費用と、もう一つは住民票と印鑑証明の自動交付機とそれから窓口での発行の割合といいますか、パーセントはどういうふうになっておるのか単純に教えていただけますか。

それと、市民カードなり住基カードなりの利用促進をしていくということであれば、市民カードとか住基カードの発行手続き費用については、値下げといいますか、低廉にしていくということも重ねてするということが辻つまが合うというふうに考えるわけですけども、その点いかがでしょう。

○議長（中上良隆君）答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（名迫文一君）住基カードの発行件数ですが、これは一応10件程度、今詳しく。カードにつきましては、1件200円でございます。それから、住基カードについては今手元に資料はございませんが、後ほど答弁をさせていただきます。

市民カードにつきましては、現在2万6,040

件でございます。率にしましては、先ほど申し上げましたように、人口に対して37.6%。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）利用率ですが、まず住民票につきましては、全体で発行件数が2万8,883件のうち、自動交付機では8,408件、率にしまして29.11%、それから、印鑑証明につきましては、全体で2万8,648件、自動交付機が1万3,281件で、率にしまして46.36%、これが18年度の数字でございます。あと、外国人登録等々があるんですが、これらの率を総合しまして。

（「聞いていない」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）市民部長、聞いていないことを答えなくて結構です。

答弁もれ指摘してください。

○5番（中西峰雄君）答弁もれというのは、市民カードの発行費用と住基カードの発行費用について、200円というふうに聞いたんですが、議員席から無料という声も聞こえてきたので、もういっぺん確認で、きちっと、はっきりと発行の手続き費用、住基カードについても補足願います。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）ちょっと答弁保留させていただきますか。申しわけございません。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）住基カード、市民カードとも当初の発行については無料でございます。ただし、市民カードの再発行については200円いただいております。

それから、住基カードの再発行については500円でございます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）今回、部長の答弁の中で、市民カードを利用して自動交付機の利用促進を上げていこうということでこういう条

例が出てきたんですが、これを見てもみますと、役所に今1台あると。北にもある。また高野口出張所にもございます。しかし、東、隅田地域においては自動交付機がないんでしょう。そういった中で、不公性があると思うんですよ。値上げをすることによって、収入、どれだけ見込みあるのか、それでまた、収入の使われ方、やっぱり隅田地域に自動交付機を設置していくんだと、そういう意味合いでの値上げだと思うんですけどね。

そういったことで総務に付託されるのかどうかかわらんけど、それぐらいのやっぱり気持ちで取り組んでいただけないか。どうですか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）今回の改正によりましての増収分ですが、18年度ベースで計算しますと、約年間380万円の増収になってございます。

それから、東部地区の自動交付機の件ですが、まず、隅田、恋野地区の。

その前に、費用につきましては、現在の自動交付機については、約1,500万円程度かかるという見積もりをいただいておりますので、先ほど申し上げましたように、年間の増収額380万円からいきますと、相当まだ開きがあるというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）隅田地区に自動交付機の話は3番議員がいつかの一般質問であったと思います。ということで、公民館に設置するという基本的な考え方はございますけれども、隅田地区の設置についてもその当時申し上げましたように、将来において検討していくということでございまして、財政の状況も勘案した中では、現在、具体的にいつ設置するというような状況ではございませんので、ご了解願いたいと思います。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）今度の料金改定後の手数料について、これだいたい値上げによって、予想としてはどれぐらいの税収が見込まれるのか。それはもう言うた。ごめんなさい。

ほいで、件数しか僕は聞いてなかったんだけど、380万円、財政上のいわゆる今の苦しい中から何とか捻出していかなきゃならんという思いもあろうと思う。先ほどの答弁、富岡君の答弁の中で、五條市も上げた。五條市の財政状況と橋本市の財政状況は同じではないでしょう。それでは説得力というのはないわけですね、はっきり言って、市民にね。380万円という金額、まだ改革によってこれぐらいの金額やったら僕は捻出できる。何でも、昨日の続きじゃないけども、今度うどん1杯1,000円の時代が来るという、庶民生活の中で、銭が足らんからということで、何でも値上げしらいという発想が、よそが上げたからうちも上げようという発想がね。これはやっぱり考えていただきたい。役所、理事者側としてはKYにならんように。

今の世の中の状況というのはやっぱりきちっと判断しないと、何でもかんでもお金が足らんから値上げするという発想は僕は納得いかない。いいことを、よそのいいことをやろうたら、消極的になっておるといふ。値上げになったら、よそが値上げしたらうちもやりますのでという発想が市民に理解できない。

僕は反対をするのではないんですけども、意見として言わせていただいたら、やっぱりこういうような状況の中で、380万円の金額を行政として努力して、できないのかというように僕は申し上げたい。

そういうことで、僕は富岡君みたいにきついことはよう言わんけども、とにかく今の市民生活をやっぱりきちっと把握して、どんな生活、今世の中どういうふうになっているか

ということも、そのことをしっかり受けとめてこういう問題については対処していただきたい。これは苦言を呈しておきます。

以上です。

○議長（中上良隆君）答弁よろしいですか。

○24番（中西 健君）はい。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第39号については、総務委員会に付託いたします。

---

#### 日程第12 議案第40号 橋本市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第12 議案第40号 橋本市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）この事業基金というのはたくさんあるというのは知っておったんですけども、具体的に参考資料の中で明記をさせていただいておるんですが、今回は倉谷元枝さんの分が出てきましたので、改正だと思っておりますが、すべての基金が現在どれぐらいの残額があるのかということをお教え願いたいんですが。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）辻本議員のご質問にお答えいたします。

社会福祉事業基金といたしましては、19年度の現在ですけれども、8,538万2,497円でございます。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）合計金額はわかってお

るんですよ。いろんな名目で基金があつて、使用目的といいますか、いろんなことを書いていただいておりますけれども、個別に目的に沿ってその基金を使っていただいておりますと思うんですが、個別にお教え願えますか。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）個別の基金の残高につきましては、現在ちょっと資料を持ち合わせしておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）1点、確認だけお願いします。

社会福祉事業基金についての個別の件でよろしいでしょうか。

後ほどお答えさせていただきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第40号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第40号 和橋本市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。



本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第41号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(中上良隆君) 日程第13 議案第41号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第41号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。  
よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第41号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第42号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(中上良隆君) 日程第14 議案第42号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第42号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。  
よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第42号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第43号 橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第15 議案第43号 橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この条例、下水道の受益者負担の延滞金の率を0.1%引き下げることですわな。今、この時期にいいことなんですが、なぜ、先ほどから全体議案見ても引き上げ、引き上げとなっておって、これだけちょっと下げるとするのは、何か法的なミスでもありましたか。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（井手上治巳君）この率の分につきましては、上位法であります都市計画法の第75条の第4項で定められている率と整合性を持たしたいということで率の改定をいたしたいところでございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）簡単に答弁いただいたんですが、要するに、じゃ、法律に違反して0.1%高く今まで取っていたということですか。そのもととなる法律が変わったからですか。そのどちらなんですか。

変わってないとなれば、市民に部長、おわびせんとはいけませんよ。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（井手上治巳君）これは合併以前の旧市旧町のこの条例におきましては、14.5%ということになっておりました。それが合併時におきまして、14.6%、違った率を採用していたということでございます。それが誤りが発見されましたので、今回訂正させていただきたいということでございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ちょっと私も勘違いしていたんですが、誤りがあったということは、そしたら既に14.6%で支払われた市民の方、どれぐらいいらっしゃるのか、その金額はどれぐらいなのか、また、その方たちに対して、行政としておわびせないかんことやったら、当然、返還してあげないといけないと思うんですけれども、それをどうお考えでしょうか。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（井手上治巳君）今のところ、適用者はだれもおりません。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第43号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第43号 橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。